

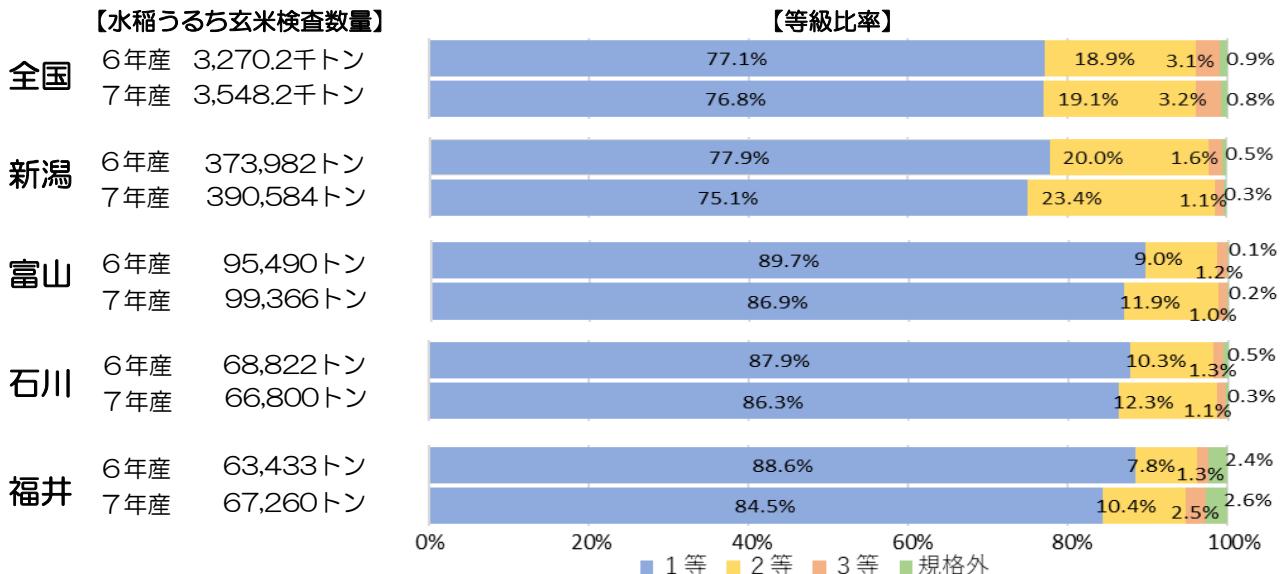
米に関するマンスリーレポート(北陸版)

(令和7年11月、12月合併号)

1 令和7年産の農産物検査結果（10月末時点）

農林水産省は、11月28日に7年産米の農産物検査結果（10月末時点）を公表しました。全国の水稻うるち玄米の検査数量は3,548.2千トン（前年同月比108.5%）で、1等米比率は76.8%であり、前年同時期と比べ0.3ポイント低い結果でした。

各県の検査結果は以下のとおりです。



2 令和8/9年の主食用米等の需給見通し

農林水産省は、10月31日に令和8/9年の主食用米等の需給見通しを策定しました。これに関し、よくある質問について解説します。

【令和7/8年の主食用米等の需給見通し】

	玄米ベース (万トン(玄米))	精米ベース (万トン(精米))
令和7年6月末民間在庫量	A 155	138
令和7年産主食用米等生産量	B=C+D 748	662~670
うち生産者ふるい目幅以上	C 715	
うち生産者ふるい目幅未満のうち、主食用米への供給見込量	D 32	
令和7/8年政府備蓄米供給量	E 23	21
令和7/8年主食用米等供給量計	F=A+B+E 926	822~829
令和7/8年主食用米等需要量	G 697~711	624~631
令和8年6月末民間在庫量	H=F-G 215~229	191~205

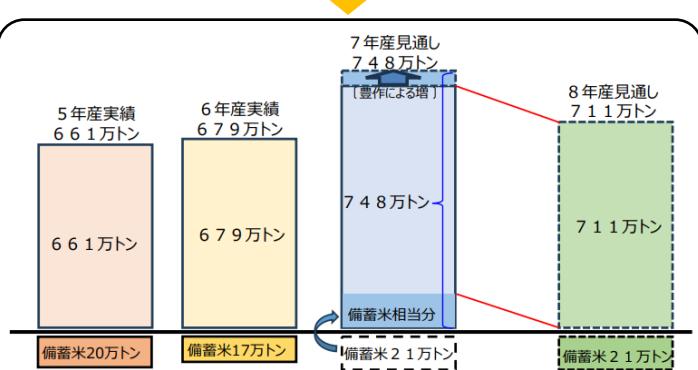
【令和8/9年の主食用米等の需給見通し】

	玄米ベース (万トン(玄米))	精米ベース (万トン(精米))
令和8年6月末民間在庫量	H 215~229	191~205
令和8年産主食用米等生産量	I 711	630~637
令和8/9年主食用米等供給量計	J=H+I 926~939	821~841
令和8/9年主食用米等需要量	K 694~711	622~630
令和9年6月末民間在庫量	L=J-K 215~245	191~220

※1 事前契約による令和8年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トンを予定。これは上記「令和8年産主食用米等生産量」には含まれていない。

※2 政府備蓄米の放出（全体で約59万玄米トン）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行う。

7年産の生産量と比べ、8年産生産量の見通しが30万トン以上少なくなっているが、これは減産ということなのか。

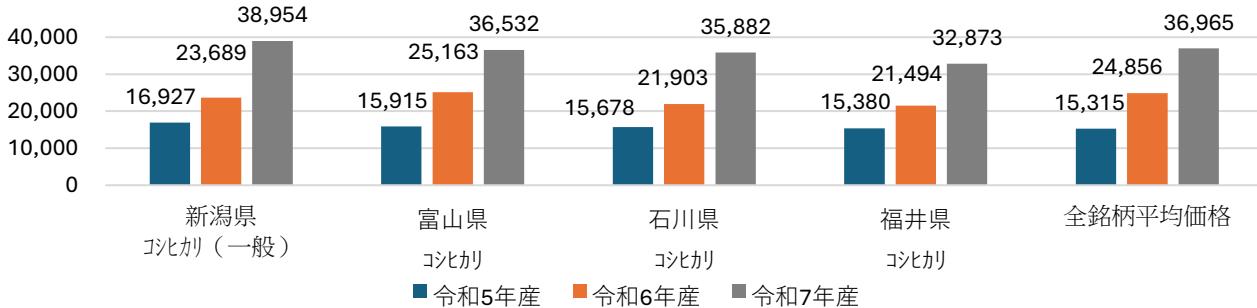


(解説)

令和7年産の予想収穫量は748万トンと見通されます。ここから、備蓄米相当分の21万トンを引き、7年産が豊作であったことを考慮すると、8年産の711万トンの見通しは、概ね7年産の生産実態に近い水準となります。

1 米の相対取引価格 (令和7年産は出回りから令和7年10月までの平均価格、令和6年産及び令和5年産は出回りから翌年10月までの平均価格)

(円/玄米60kg税込)

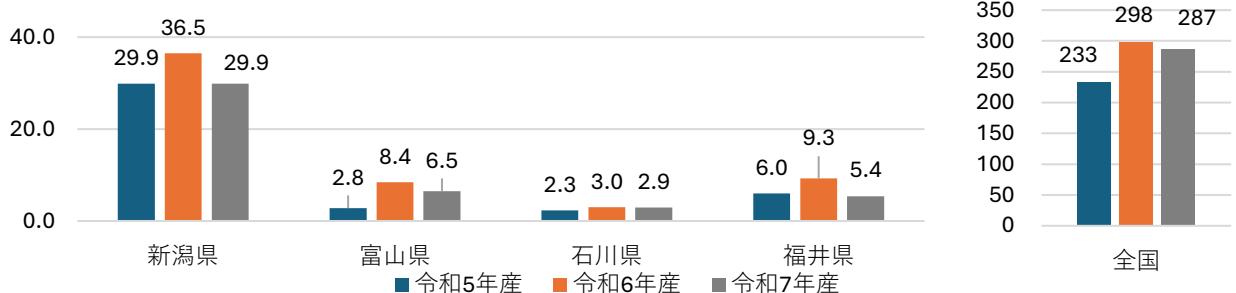


資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
- 2 価格は、出荷業者と卸売業者との間に数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。
- 3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品目等は8%、運賃等は10%で算定している。
- 4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
- 5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の引取状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在庫の取引分も対象としている。
- 6 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウェイトで加重平均により算定している（6年産、7年産は速報値）。
- 7 全銘柄平均価格は、報告対象産地品種銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均により算定している。
- 8 政府備蓄米を含む。

2 米の産地別販売状況（10月末現在）

(千玄米トン)

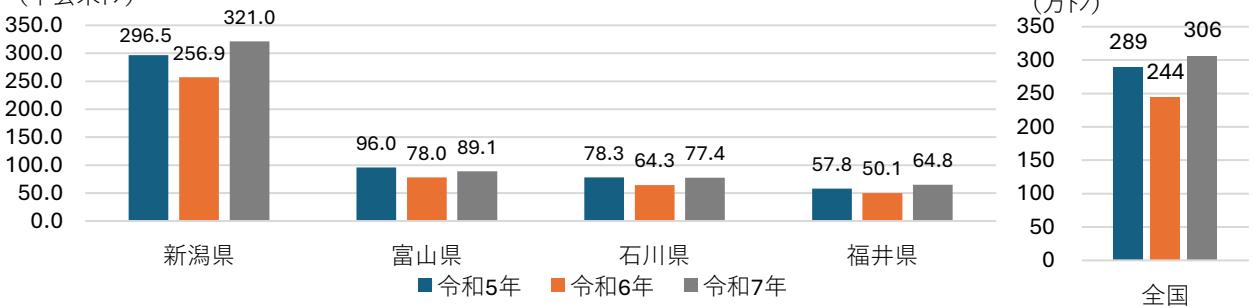


資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
- 2 報告対象米穀は、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
- 3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。
- 4 全国欄には産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。
- 5 売り渡した政府備蓄米の数量を含む。

3 産地別民間在庫の推移（10月末現在）

(千玄米トン)



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 1 水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
- 2 出荷段階は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）である。
- 3 販売段階は、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。
- 4 全国欄には産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。
- 5 令和7年3月以降には、買戻し条件付きで売り渡した政府備蓄米（買戻し条件付売渡し米穀）の数量（令和7年10月末時点で0.4万トン）を含む。

→もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatsu/mr.html>

もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ

<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>

